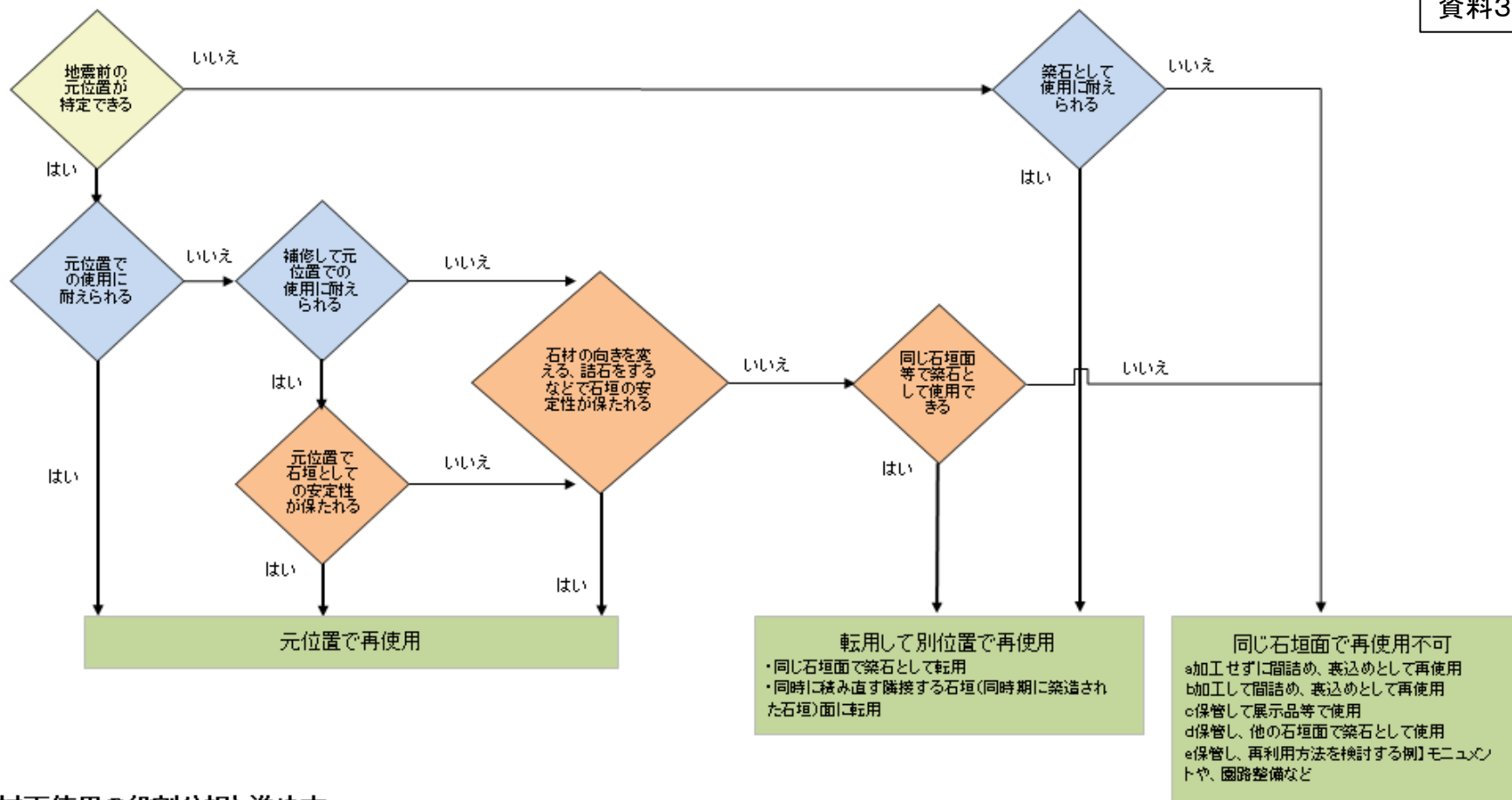
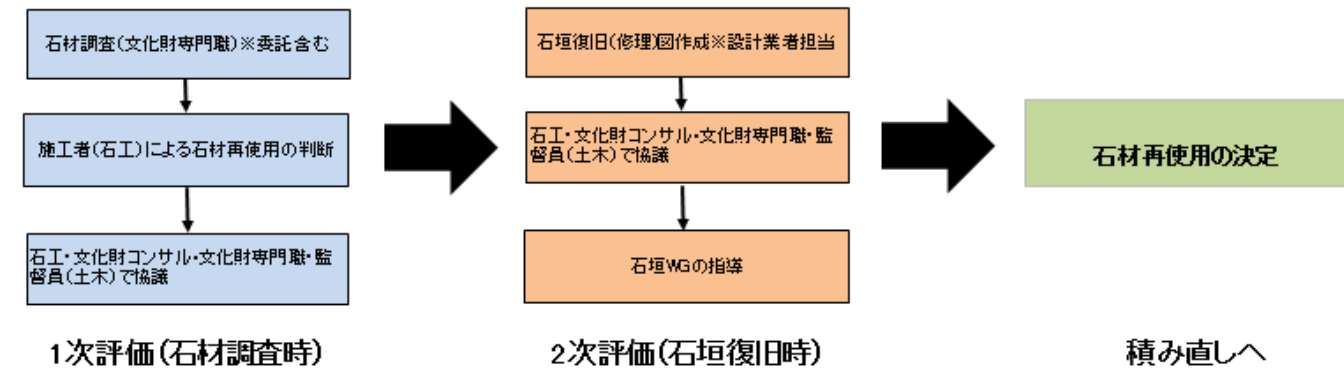


# 石材再使用フロー



## 石材再使用の役割分担と進め方



## 石材再使用判定について（元位置が分かる場合）

回収・解体した石材の再使用判定は、施工者（石工）・文化財コンサルタント・文化財職員・監督員（土木職員）の4者で協議して決定し、復旧時（2次評価時）には石垣WGの指導を受ける。

**1次評価（石材調査時）**：石材自体の状態により、施工者（石工）が使用・不使用の判断したものを文化財コンサルタント・文化財職員・監督員（土木職員）で確認して決定する。

**2次評価（石垣復旧時）**：1次評価をもとに石垣面全体の状況を考慮し、石垣復旧（修理）図を作成後、石垣WGの指導を受ける。

**3次評価（築石として再使用不可の石材について）**：石材再使用判定により再使用不可となった石材について、施工者（石工）・文化財コンサルタント・文化財職員・監督員（土木職員）の4者で協議して、間詰め・栗石として再使用するのか・保管するのかを決定する。

### 1次評価（石材調査時）の基準

#### ○石材の状態の分類

種別	内容	評価区分（下表を参照）
1	問題なし	A
2	石材が破断している	A・B・C・D・E
3	石材に亀裂が入っている	A・B・C・D・E
4	石材が剥離・剥落している	A・B・C・D・E
5	石材が風化等により劣化	A・B・C・D・E
6	控えが極端に短くなっている	A
7	控えが左右どちらかに寄っている	A
8	背面石尻が極端に小さくなっている	A
9	控えが上がっている	A
10	その他、不安定な状態（逆さ石など）	A

### ○再使用の評価区分

区分	内容	内容
A	元位置で再使用	現状のままで再使用が可能
B	旧材を補修して元位置で再使用	補修して再使用が可能
C	旧材の向きを変える等して元位置で再使用	向きを変える・周りに詰石をする等して再使用が可能
D	転用して別位置で再使用	新補石材への交換が必要だが、向きを変える・周りに詰石をする等して築石として転用可能 ※別位置は同じ石垣面また、同時に積み直す隣接する石垣面（同時期に築造された石垣）
E	築石として同じ石垣面で再使用不可	新補材への交換が必要で、転用が不可能

### 2次評価（石垣復旧時）の基準

#### ○石垣としての問題点の分類

種別	内容
1	石材の位置による石材にかかる荷重
2	隣接する石材の状況（控えの長さ、形状など）
3	石垣の積み方

※再使用の評価区分は1次評価（石材調査時）と同様

### 3次評価（築石として再使用不可の石材について）の区分

区分	内容	
E	a	加工せずに間詰め、裏込めとして使用する
	b	加工して間詰め、裏込めとして使用する
	c	保管し、展示品として使用する
	d	保管し、他の石垣面の修理に使用する

## 石材再使用判定について（元位置が分からない場合）

回収・解体した石材の再使用判定は、施工者（石工）・文化財コンサルタント・文化財職員・監督員（土木職員）の4者で協議して決定し、復旧時（2次評価時）には石垣WGの指導を受ける。

**1次評価（石材調査時）**：石材自体の状態により、施工者（石工）が使用・不使用の判断したものを文化財コンサルタント・文化財職員・監督員（土木職員）で確認して決定する。

**2次評価（石垣復旧時）**：1次評価をもとに石垣面全体の状況を考慮し、石垣復旧（修理）図を作成後、石垣WGの指導を受ける。

**3次評価（築石として再使用不可の石材について）**：石材再使用判定により再使用不可となった石材について、施工者（石工）・文化財コンサルタント・文化財職員・監督員（土木職員）の4者で協議して、間詰め・栗石として再使用するのか・保管するのかを決定する。

### 1次評価（石材調査時）の基準

#### ○石材の状態の分類

種別	内容	評価区分（下表を参照）
1	問題なし	A
2	石材が破断している	A・B・C・D・E
3	石材に亀裂が入っている	A・B・C・D・E
4	石材が剥離・剥落している	A・B・C・D・E
5	石材が風化等により劣化	A・B・C・D・E
6	控えが極端に短くなっている	A・C・D・E
7	控えが左右どちらかに寄っている	A・C・D・E
8	背面石尻が極端に小さくなっている	A・C・D・E
9	控えが上がっている	A・C・D・E
10	その他、不安定な状態（逆さ石など）	A・C・D・E

### ○再使用の評価区分

区分		内容
A	元位置で再使用	現状のままで再使用が可能
B	旧材を補修して元位置で再使用	補修して再使用が可能
C	旧材の向きを変える等して元位置で再使用	向きを変える・周りに詰石をする等して再使用が可能
D	転用して別位置で再使用	新補石材への交換が必要だが、向きを変える・周りに詰石をする等して築石として転用可能 ※別位置は同じ石垣面また、同時に積み直す隣接する石垣面（同時期に築造された石垣）
E	築石として同じ石垣面で再使用不可	新補材への交換が必要で、転用が不可能

### 2次評価（石垣復旧時）の基準

#### ○石垣としての問題点の分類

種別	内容
1	石材の位置による石材にかかる荷重
2	隣接する石材の状況（控えの長さ、形状など）
3	石垣の積み方

※再使用の評価区分は1次評価（石材調査時）と同様

### 3次評価（築石として再使用不可の石材について）の区分

	区分	内容
E	a	加工せずに間詰め、裏込めとして使用する
	b	加工して間詰め、裏込めとして使用する
	c	保管し、展示品として使用する
	d	保管し、他の石垣面の修理に使用する